

発達障害 の理解のために



平成17年4月より発達障害者支援法に基づいた取り組みがスタートしています。

発達障害者支援法では、これまで制度の谷間におかれていて、必要な支援が届きにくい状態となっていた「発達障害」を「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの」と定義し、支援の対象となりました。

この法律は、「発達障害」のある人が、生まれてから年をとるまで、それぞれのライフステージ（年齢）にあった適切な支援を受けられる体制を整備するとともに、この障害が広く国民全体に理解されることを目指しています。

それぞれの障害の特性

- 言葉の発達の遅れ
- コミュニケーションの障害
- 対人関係・社会性の障害
- パターン化した行動、こだわり

自閉症

広汎性発達障害

アスペルガー症候群

- 基本的に、言葉の発達の遅れはない
- コミュニケーションの障害
- 対人関係・社会性の障害
- パターン化した行動、興味・関心のかたより
- 不器用（言語発達に比べて）

知的な遅れを伴うこともあります

注意欠陥多動性障害 ADHD

- 不注意（集中できない）
- 多動・多弁（じっとしてられない）
- 衝動的に行動する（考えるよりも先に動く）

学習障害 LD

- 「読む」、「書く」、「計算する」等の能力が、全体的な知的発達に比べて極端に苦手

発達障害ってなんだろう？

自閉症



二時間目は算数に変更します

Aちゃんの例

急に予定が変わったり、初めての場所に行ったりすると不安になり動けなくなることがよくあります。そんな時、周りの人が促すと余計に不安が高まって突然大きな声を出してしまうことがあります。周りの人から、「どうしてそんなに不安になるのかわからないので、何をしてあげたらよいかかわからない」と言われてしまいます。

でも、よく知っている場所では一生懸命、活動に取り組むことができます。



アスペルガー症候群

Bくんの例

他の人と話している時に自分のことばかり話してしまって、相手の人にはっきりと「もう終わりにしてください」と言われないと、止まらないことがよくあります。周りの人から、「相手の気持ちがわからない、自分勝手にわがままな子」と言われてしまいます。

でも、大好きな電車のことになると、専門家顔負けの知識をもっていて、お友達に感心されます。



ここに示したのはあくまで一例であって、どんな能力に障害があるか、どの程度なのかは人によって様々です。子どもにも大人にもこれらの特徴をもつ人がいます。

発達障害は障害の困難さも目立ちますが、優れた能力が発揮されている場合もあり、周りから見てアンバランスな様子が理解されにくい障害です。そのため、上で紹介したような印象をもたれていることが多くあります。近年の調査では、発達障害の特徴をもつ人は稀な存在ではなく、身近にいることがわかってきました。

発達障害の原因はまだよくわかっていませんが、現在では脳機能の障害と考えられていて、小さい頃からその症状が現れています。

早い時期から周囲の理解が得られ、能力を伸ばすための療育等の必要な支援や環境の調整が行われることが大切です。



以上、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部発行「発達障害の理解のために」より。

注意欠陥多動性障害 ADHD



Cさんの例

大事な仕事の予定を忘れてたり、大切な書類を置き忘れてたりすることがよくあります。周りの人にはあきれられ、「何回言っても忘れてしまう人」と言われてしまいます。

でも、気配り名人で、困っている人がいれば誰よりも早く気づいて手助けすることができます。



学習障害 LD

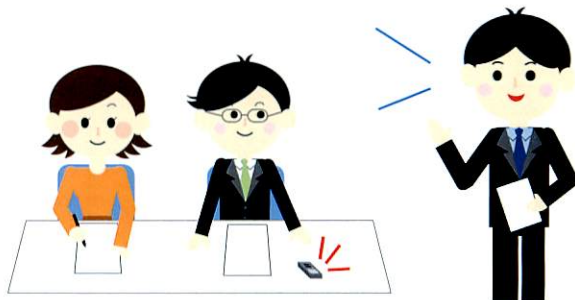


Dさんの例

会議で大事なことを忘れまいとメモをとりますが、本当は書くことが苦手なので、書くことに必死になりすぎて、会議の内容がわからなくなることがあります。

後で会議の内容を周りの人に聞くので、周りの人から、「もっと要領よくメモを取ればいいのに」と言われてしまいます。

でも、苦手なことを少しでも楽にできるように、ボイスレコーダーを使いこなしたりと、他の方法を取り入れる工夫をすることができます。



明石市立発達支援センター発行の冊子

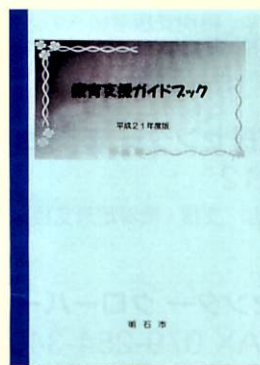
サポートノート



(B5サイズ)

発達障害児を持つ保護者の方からの「相談に行くとそのつど生育歴をたずねられる」「担任の先生がかわると、そのつど子どもの特徴を説明しないといけない」といった声を受け、発達障害児(者)の保護者と支援者、支援者と支援者の連携の手段となるファイル形式のノートです。

療育支援ガイドブック



(A4サイズ)

療育支援ガイドブックは、発達障害児(者)に関わる医療、保健、福祉、教育、就労の各支援機関やサービスに関する情報をわかりやすくまとめたものです。また、知的障害児(者)や身体障害児(者)のみならずにもご利用いただける内容となっています。

上記2つの冊子について製本版は発達支援センター、市役所障害福祉課、健康推進課(保健センター)で無料にて配布しております。また、市のホームページからダウンロードもできます。



明石市立発達支援センター TEL 078-945-0290 FAX 078-945-0291

発達障害をはじめ、支援を必要とする障害のある方とご家族への継続した、相談支援・発達支援・就労支援及び啓発活動と研修等を関係機関と連携しながら行っています。

利用方法 相談は来所による面談にて行います。
予約制になりますので、電話・FAXで
ご連絡ください。

受付時間 月～金（祝日・年末年始を除く）
午前9時から午後5時まで

所在地 〒674-0092
明石市二見町東二見1836番地の1
ふれあいプラザあかし西 2階



ホームページ http://www.city.akashi.hyogo.jp/fukushi/090727_hattatusiensenta.html

その他の専門相談等機関

● **明石市障害福祉課**

TEL 078-918-1344 FAX 078-918-5133

心身に障害がある人に、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付をしています。障害がある人への生活や施設についての相談、各種制度について紹介、指導、助言を行っています。

● **明石市健康推進課（保健センター）**

TEL 078-918-5656 FAX 078-918-5655

乳幼児健康診査（4か月児健康診査、10か月児健康診査、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査）や子育てに関する相談を行っています。

● **明石市教育委員会事務局学校教育課**

TEL 078-918-5055 FAX 078-918-5111

障害のある児童・生徒の教育相談や、特別支援学級への入級、視覚特別支援学校・聴覚特別支援学校・養護学校（特別支援学校）への入学等、教育に関する相談を行っています。

● **明石市障害者就労・生活支援センター あくと**

TEL/FAX 078-938-1212

障害がある方へ就労についての相談・支援・職場定着支援などを行っています。

● **ひょうご発達障害者支援センター クローバー**

TEL 079-254-3601 FAX 079-254-3403

発達障害をもつご本人とご家族・関係機関・施設のスタッフなどへ相談支援・発達支援・就労支援及び普及啓発と研修等を行っています。

● **兵庫県中央こども家庭センター（児童相談所）**

TEL 078-923-9966 FAX 078-924-0033

18歳未満の子どもと家庭のさまざまな問題について相談に応じています。また療育手帳の判定を行っています。

● **兵庫県立知的障害者更生相談所**

TEL 078-242-0737 FAX 078-242-0736

18歳以上の知的障害者に対する療育手帳の判定を行っています。

● **兵庫県立精神保健福祉センター**

TEL 078-252-4980 FAX 078-252-4981

精神保健福祉に関する知識の普及・啓発や複雑困難な精神保健福祉相談、また思春期やうつ病、薬物関連問題について相談指導を行っています。

● **兵庫県明石健康福祉事務所（保健所）**

TEL 078-917-1131 FAX 078-917-1138

専門性の高い精神保健福祉、難病、未熟児、障害児等の相談を行っています。

● **ハローワーク明石**

TEL 078-912-2313 FAX 078-912-2297

障害者の職業紹介について、専門援助コーナーを設置して相談・あっせん等を行っています。

● **兵庫障害者職業センター**

TEL 078-881-6776 FAX 078-881-6596

障害のある方へ就職のための相談から職業生活における援助・助言等を行っています。

* 上記相談等機関をご利用の際は、事前にお問い合わせください。